

## 📎📎 資産税～お役立ち～新聞 📎📎

📍 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📍

第 30 号(2018 年 2 月)

📎📎 ≪ - - - 普通養子と特別養子\_その違い - - - ≫ 📎📎

### 📍 [養子の種類]

『養子』と一口にいってもこれには、『普通養子』と『特別養子』の 2 つの制度がある事をご存知でしょうか？

これら 2 つの制度には、手続き面や条件面等で多くの相違点があるのです。

では、普通養子と特別養子の相違点について、以下簡単にみていくこととしましょう。

### 📍 [手続き・条件]

養子縁組が成立する為の手続き、条件面では、下記の相違点があります。

普通養子の場合、養親となる者と養子となる者との合意に基づく届出だけで成立しますが、特別養子の場合には、家庭裁判所の審判において子供の利益の為に必要と認められることが必要です。

### 📍 [試験養育期間]

養親となれるか否か？を試す為の試験期間については、下記の相違点があります。

普通養子の場合、養育試験期間は不要ですが、特別養子の場合には、6 ヶ月以上の養育試験期間を要します。つまり、特別養子縁組をしたいと思ってもこの養育試験期間を経なければならず、すぐには縁組出来ないという訳です。

### 📍 [実父母の意思]

父母の同意の有無については、下記の相違点があります。

普通養子の場合、法定代理人の承諾、又は監護者の同意が必要(養子となる者が満 15 歳未満の場合のみ) ですが、特別養子の場合には、原則として父母の同意が必要です。

### 📍 [養親となれる者]

養親となれる者の条件面では、下記の相違点があります。

普通養子の場合、20 歳以上であれば養親となります。また、単身者でも可能です。

一方特別養子の場合には、原則として 25 歳以上でなければならず、また、夫婦揃って養親となる必要があります。

### 📍 [養子となる者]

養子となる者の条件としては、下記の相違点があります。

普通養子の場合、養親より年長者でない事及び養親の尊属でない事が要求されますが、特別養子の場合には、原則として 6 歳までとされます。

### 📍 [実親との関係]

養子となる者とその実親との関係については、下記の相違点があります。

普通養子の場合、実親との親子関係は継続し、親権のみが養親に移転しますが、特別養子の場合には、実親との親子関係は断絶(近親婚禁止規定を除く)します

### 📍 [戸籍上の記載]

戸籍上の表記については、下記の相違点があります。

普通養子の場合、『養子』と明記されますが、特別養子の場合には、『長男』や『次女』といった具合に表記されます。つまり、一見して養子である事が分からないように表記される訳です。

### 📍 [離縁]

離縁の手続き面では、下記の相違点があります。

普通養子の場合、当事者の合意があれば、原則としていつでも自由に離縁出来ます。一方、特別養子の場合には、子供の利益の為に必要な場合に限ってのみ裁判所の判断で決めます。

📍 [終わり] 📍